

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

平成18年5月24日制定

平成21年7月22日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、青森県が発注する漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸の施設整備の工事を行うにあたり、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 工事請負者は、発注者が設計図書に定めた環境配慮項目及び自ら創意工夫した環境配慮項目を定め、施工環境監理者に適正な施工を行わせる。

2 施工環境監理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- (2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- (3) 関係機関との連絡調整

(施工環境監理者の配置)

第3条 請負者は、以下の要件を満たす者を施工環境監理者として配置するものとする。

- (1) 技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者
- (2) 社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者
- (3) 上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者で、監督職員の承諾を得た者

(実施体制の表示)

第4条 請負者は、施工環境監理者の氏名を施工計画書に記載するものと、これに変更が生じた場合は、遅延なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

(業務内容の報告)

第5条 施工環境監理者は、工事の完成書類に、環境配慮の確認のできる写真等の関係書類を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。